

語学力重点プログラム FLAP 約束事項

1 方針

- (1) この留学プログラムは、日本スタディ・アブロード・ファンデーション（〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-4-15 大樹生命高田馬場ビル 1 階 TEL (03) 5287-2941、以下、JSAF という）が企画立案し、研修を主催するものです。
- (2) 国際的なプログラムの性格上、現地滞在中の研修について、日程、行事、授業、運営方法などはすべて語学研修機関及び大学の責任のもとに行なわれますので、その指示決定に従って下さい。条件については、最優先される本約束事項によるほか JSAF オリエンテーション資料、語学研修機関及び大学出願書類、パンフレット、オリエンテーション資料及び諸規定などによります。
- (3) JSAF は、国際体験教育と相互理解の立場から、このプログラムへの参加資格を次のとおりとします。
 - 日本国籍又は日本永住権（派遣国との二重国籍を有する場合、語学研修機関及び大学によっては受け入れができないことがあります）を有し、文部科学省認可の高等学校卒業又は短大・大学・大学院在籍・卒業をしていること
 - 法令又は公序良俗に反する行為をなすおそれのないこと
 - 大学及び語学研修での授業を受けられるだけの十分な英語力と学習能力があり、協定大学の定める資格を満たしていること
 - 参加者が 20 歳未満の場合、申込書に保護者(保証人)の署名、捺印があること
 - プログラムの円滑な実施と運営に支障を来すおそれのないこと
 - 留学に十分耐えうる健康状態であること ※既往症又は現在治療中の傷病（精神疾患を含む）がある場合は、主治医（担当医）からの最新の診断書及び留学に十分に耐えうる健康状態であることを証明する書類を速やかに提出してください。
 - その他、JSAF が不適当と認めたときは、参加をお断りします。

2 趣旨

このプログラムは、大学での語学研修受講（プログラムによっては、大学学部履修）と大学生生活体験を目的としています。従って、受け入れ国の生活様式、風俗習慣、法規、JSAF、語学研修機関及び大学の運営方針と規定に従うのがプログラムの趣旨です。必ずしも参加者の希望通りにはならず、予定も受け入れ側の事情で変わることがあります。プログラム参加中は、JSAF、語学研修機関及び大学、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーの指導や助言には、従っていただきます。（プログラム参加中とは、お申込みから現地での研修が終了する日までを意味します。）また、現地での研修中は、勉学に励み、最善の努力をしていただきます。

3 お申込み

所定の申込書に必要事項を記入し、本人及び保護者(保証人)の署名捺印のうえ、所定の申込金を添えて JSAF へお申し込みいただけます。所定の申込書及び申込金を JSAF が受理したときに研修契約が成立します。

申込金 200,000 円

※緊急手配手続費

希望プログラム開始前 120 日を超えての出願希望(ビザが必要)の場合、緊急手配のご案内になること、担当カウンセラーより、カウンセリング時にご案内させていただきます。申込金とは別途 100,000 円を申し受けます。申込金と緊急手配手続費の合計金額を出願時にご入金いただいてからの着手となりますので、ご留意ください。なお、10 日以内のクーリングオフは適用されません。緊急手配手続費は、返金不可とさせていただきます。

4 電話による予約申込

電話による予約申込を受け付けます。ただし、電話による申込みの翌日から起算して 3 日以内に所定の申込手続きがとられない場合は、申込がなかったものとして取り扱います。

5 プログラム費のお支払い

プログラム費の全額を JSAF 指定日までに、JSAF へお支払いいただけます。旅行費用及び旅行手続き費用は、所定の旅行条件に従い JSAF 指定旅行会社へお支払いください。

6 お申込み取消し

- (1) お申込み後に参加をお取消しになる場合は、書面にてお取消しの旨を JSAF までお知らせください。書面を受け取りました時点で正式のお取消しとして取り扱います。なお、電話でのお取消しは出来ません。
- (2) 前項の書面が、JSAF が申込書及び申込金を受理した日から起算して 10 日以内に JSAF に到達した場合は、JSAF が受理した申込金から取消料として金 10,000 円を控除したうえ、残金を JSAF に前項の書面が到達した日から 20 日以内に返金するものとします。
- (3) 第 1 項の書面が、JSAF が申込書及び申込金を受理した日から起算して 11 日経過後 JSAF に到達した場合には、次の通り取り扱うものとします。

申込書及び申込金を受理した日から起算して 11 日経過後から入学手続きが終了するまで	取消料として申込金の 85%と所要実費
入学手続き終了から日本出発日まで	取消料として申込金の 100%と所要実費

- (4) 所要実費等
申込金を支払った日から、日本出発までに契約を解除する場合は、上記取消料の他に、出願料、前払いの予約金、授業料、寮費又は、家庭滞在費等を JSAF がすでに支払っているときは、その実費を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。また、JSAF が語学研修機関及び大学からの請求により取消料を支払った時には、その取消料を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。

7 プログラム費

この留学プログラムは、入学可能な語学研修機関及び大学 1 校に入学願書と必要書類を送り、入学許可を取り寄せ、入学の手続きをします。

語学力重点プログラム(FLAP)

プログラム費に含まれるもの

- (1) 指定された語学研修機関及び大学への入学許可書の取得及び諸手続き (1 校)
- (2) カウンセリング費
- (3) 留学中 24 時間緊急連絡
- (4) 事務経費 (宣伝、PR、募集費、人件費、通信費、事務所賃借費、旅費交通費など)
- (5) 現地滞在先及び空港出迎への手配

- (6) 現地総費用 (語学研修出願料、授業料と滞在費/寮またはホームステイ、食費/米国のみ、コンピューター費など語学研修機関及び大学より事前に JSAF に請求される学校関係費用) 滞在費用は研修機関により現地払いの場合もあります
- (7) 入学手続き等に関する通信費、送金手続き及び送金手数料
- (8) 出発前オリエンテーション(任意参加)、パンフレット等に記載されている留学期間中のアカデミックカウンセリング及びサポート

プログラム費に含まれないもの(例)

- (1) すべての旅行に関する費用
- (2) 渡航手続き諸費用
- (3) 個人的な諸費用 (ごつかい、買物代、電話代など) と食費(米国外)
- (4) 現地で請求される大学及び語学研修関係費用 (教材費、予定された寮又は食事プランを変更した場合の追加費用及び寮取消料、寮の設備を、意図を持って損害を与えた場合の費用、学部授業をとる場合の追加授業料や実技費/主に理系、体育系、ダンスや芸術系やビジネスを取る場合、1 学期に定められたクラス上限を超えて科目履修をする場合、語学研修機関及び大学が定めた学期間以外の寮滞在又は食費、休み期間中(秋休み、感謝祭、冬休み、春休み)の滞在費と食費、連邦税、州税及び奨学金にかかる税、各州で要求されている予防接種を満たすために必要な費用など)
- (5) 緊急時の通信費、事務経費、旅費及び日当
- (6) アカデミック英語講座受講料 (東京) 任意
- (7) 留学生保険 (保険の加入が義務付けられています)
- (8) その他「プログラム費に含まれるもの」に含まれない全ての費用

8 追加請求と返金

JSAF に支払っていただくプログラム費は、第 7 条に記載された費用で構成されています。現地総費用は、語学研修機関及び大学から、JSAF に寄せられた資料等に基づいて算出したものです。すべての資料には、“All Fees are Subject to Change Without Notice”と記載されており、これは出願料、授業料、寮費及び食費等が、事前の通知なしに変更されることを意味しています。また、プログラム費は、現行社内為替レートにて円換算して申し受けます。現地で、予定された寮又は食事プランを変更した場合の追加費用及び寮取消料、寮設備等の損害費、追加授業料やコース費、ヘルスセンター費、留学延長に伴う大学・語学研修関係費、履修登録に伴う取消料やペナルティ費、退寮手続きの不備による延泊費やペナルティ費等、追加費用が発生した場合には、追加請求額が確定次第、JSAF より保護者(保証人)あてに追加請求をいたします。また、第 16 条 契約の変更に記載されている、所定の変更手続費もあわせて申し受けます。研修開始後の参加者からのプログラム費の返金請求 (全額又はプログラム費の一部) は一切認めません。研修開始前につきましては、語学研修機関及び大学に支払われていない部分についてのみ返金が可能です。精算は、JSAF の承認後、60 日以内に参加者又は保護者(保証人)に対して行ないます。精算に伴う手数料 (振込手数料や送金手数料など) 及び為替差額は、参加者又は保護者(保証人)のご負担となりますので、ご了承ください。

9 研修内容の変更とプログラム費の変更

天災地変、運輸機関等による争議行為、官公署の命令、語学研修機関及び大学の判断等、JSAF の管理できない事由が生じた場合は、あらかじめ理由を説明し、プログラム費、研修日程、研修内容等を変更することがあります。緊急やむをえないときには、変更後に理由を説明します。これによりプログラム費が増減したときは、その差額分だけプログラム費を変更します。なお、旅行費用が、増額される場合もありますが、これにつきましては、JSAF は、責任を負いかねますのでご了承ください。

10 授業

- 授業につきましては、語学研修機関及び大学の定めるカリキュラム及び条件によって提供されます。
- (1) 参加者の受講クラスはプレースメントテスト及び語学研修機関または大学の判断によって決定されます。したがって、クラスの人数、実施される英語レベル数、学生の国籍比率などには変動があります。
 - (2) 通常、語学研修の場合、1 レッソンは 50 分です。
 - (3) 通常、テキスト代は別途かかります。

11 滞在手続き

JSAF では、学生寮(キャンパス内・外)またはホームステイの申込手続きをします。学生寮の場合は申込順に入寮が決定するため、お申し込み、提出書類が遅い場合は学生寮に入れないこともあります。その場合は、語学研修機関及び大学を通じて、ほかの滞在方法(ホームステイ、キャンパス外学生用アパートなど)を手配します。語学研修機関及び大学の都合により到着前又は後に滞在方法が急に変更になる場合もあります。その場合は、語学研修機関及び大学を通じて、他の滞在方法(ホームステイ、ホテルなど)を手配します。その際の滞在費は、自己負担となります。滞りに関しては、語学研修機関及び大学の約束事項を必ず順守してください。

- (1) 学生寮での滞在は、原則として 2 人 1 部屋ですが、寮の形態によって 3 人以上の場合もあります。
- (2) 大学寮は、入寮指定日があります。オリエンテーション日程の関係等で指定日より前に現地到着する場合は、別途滞在費用がかかります。
- (3) 大学カフェテリアでの食事の回数及び時間帯は、各大学によって異なります。
- (4) ホームステイは、語学研修機関又は委託機関が手配します。それぞれの家庭には、滞在費及び食費が支払われます。
- (5) ホームステイは、通常 2 人 1 家庭 (各自個室) ですが、3 人以上の場合もあります。
- (6) ホームステイ先で提供される食事の回数は、現地大学及び語学研修機関によっても異なります。通常は、朝と夜の週 14 食になります。
- (7) 家族構成、人種、宗教、家庭環境等は様々であり、また、その家庭のルールに従って生活をしていただくこととなります。ホストファミリーのプライバシー尊重のため、前もってお知らせできない情報もあることを予めご了承ください。
- (8) ホームステイ先は、インターネット接続環境を提供する義務はありません。

12 現地空港出迎え手続き

語学研修機関及び大学によっては、指定空港にて、無料又は有料で、出迎えサービスを実施しています。ご希望の場合は、それにかかる実費を申し受けます。通常、セッション開始日(オリエンテーション)の 1~3

日前に、指定空港にて、出迎えサービスが実施されます。出迎えをご希望で指定旅行会社以外の旅行会社で航空券を手配されている場合、到着希望日の2週間前までに到着の便名、到着時間を書面にてお知らせください。なお、航空機の遅延、取消、オーバーブッキングなどによって生じた理由で当初予定していた時間に到着できなかった場合は、必ず語学研修機関及び大学連絡先又はホストファミリーに電話をして指示を受けてください。

13 緊急事態

緊急の場合、保護者(保証人)の同意のもとで、JSAF スタッフ又は JSAF より依頼を受けた者を現地に派遣し、問題処理をいたします。これにつきましては、別途現地派遣に伴う実費(交通費、宿泊費、日当、通信費など)を申し受けます。

「緊急の場合」とは、参加者がプログラム参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、死亡した場合または通算して3日以上入院を必要とする重篤病が予測される場合をさします。

14 翻訳料・校正料

手続きに必要な書類は英文のものをご準備下さい。留学前、留学中の手紙・エッセイ・書類の翻訳・校正はいたしません。翻訳・校正をする場合は、有料となります。

15 旅行手続き

旅行に関するすべての手配(航空券、宿泊、渡航手続きなど)は、JSAF 指定旅行会社がいたします。JSAF では、責任をもって出発までの手配を行なうために、現地大学及び語学研修機関の入学手続きから、指定旅行会社の行なうフライト手続きまで、一貫した手続きをしております。参加者が、フライト手続きのみを切り離すことは、原則としてできません。なお、関係機関等の判断で、留学希望国への査証(ビザ)が不許可になったり、入国を拒否されたり、強制送還されたりした場合、また、参加者が個人で査証(ビザ)申請及び航空券を手配された場合には、JSAF 及び指定旅行会社は、一切の責任を負いません。

16 契約の変更

次の場合には、変更手数料費 20,000 円を申し受けます。

- (1) 参加者の都合で、語学研修機関及び大学又は受講センターを変更する場合
- (2) 参加者の都合で、希望したコース開始又は終了日程を変更する場合
- (3) 参加者の都合で、出発を保留する場合
- (4) 参加者の都合で、留学期間を延長する場合(「留学期間の延長」に記載される要件を満たすこと)
- (5) プログラム開始後、予定していた受講コースを変更する場合
- (6) プログラム開始後、あらかじめ決められた食事プラン、部屋タイプを変更する場合
- (7) プログラム開始後、あらかじめ手配された滞在先から他の滞在方法に変更する場合

*参加者の都合で、変更又は保留を申し出た時点で、すでに下記手続きが完了している場合は、下記の取消料と所要実費等を申し受けます。

a 変更に伴う変更手数料/取消料

申込書及び申込金を受理した日から起算して11日経過後から入学手続きが終了するまで	変更手数料として金 20,000 円と所要実費
入学手続き終了から日本出発日まで	取消料として申込金の 100%と所要実費

b 所要実費等

契約内容を変更する場合には、上記取消料の他に、出願料、前払いの予約金、授業料、寮費又は、家庭滞在費等を JSAF がすでに支払っているときは、その実費を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。また、JSAF が語学研修機関及び大学からの請求により取消料や変更料を支払った時には、その取消料または変更料を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。

17 留学期間の延長

留学期間延長を希望する場合は、

1. JSAF からの承認
2. 受入大学/語学研修機関からの承認
3. 保護者(保証人)からの承認
4. 日本の在籍大学からの承認

が必要となります。成績不良、派遣生としての義務を満たしていないなどの事由で、延長が認められないこともあります。また、ビザ延長が必要となる場合(ニュージーランド等)、その手続きは全て参加者の自己責任になりますので、ご了承ください。

18 語学研修から学部に移行する際の入学許可変更手続きについて(アメリカ・ニュージーランドの場合)

留学開始後、学部履修要件をクリアしプログラムを語学研修(FIAP)から学部履修(SAP)に変更する場合、事前に入学許可変更手続きをしなければなりません。その際に、1年間学部履修ができるだけの財政証明(英文残高証明書)の提出が求められますので、ご了承ください。ニュージーランドでは、現地国内銀行の残高証明および学生ビザ延長も必要になります。変更期間中は、国外に出ることはできません。

19 現地到着後の学生ビザ延長と外国人登録について(ヨーロッパ・オセアニアの場合)

ヨーロッパ各国では、一般的に、入国時には最初の限定期間のみの学生ビザが捺印され、有効期限内に外国人登録およびビザ延長手続きをするように指示されます。また、現地で留学期間を延長し、かつ合計の留学期間が一定期間以上の場合にも、学生ビザの延長手続きが必要です。さらに、国によって(アイルランドなど)、現地国内銀行の残高証明および学生ビザ延長も必要になります。

20 契約の解除

(1) プログラム開始前については、参加者は、いつでも第6条1項所定の手続きによって、JSAF と契約の解除をすることができます。また、JSAF では、手続き状況により、実費を申し受けます。プログラム開始後は、プログラム費の返金は、一切いたしませんので御了承ください。

(2) JSAF は、次の場合には、参加者との契約を解除することができます。プログラム開始前では、所定の取消料(申込金及び所要実費)を申し受けます。プログラム開始後は、プログラム費の返金は、一切いたしませんので御了承ください。

- a 参加者が JSAF にあらかじめ明示した性別、年齢、資格等条件を満たしていないことが判明したとき
- b 参加者が病気その他の事由により留学に耐えられないと判断したとき
- c 参加者が JSAF に提出した書類に虚偽あるいは遺漏があることが判明したとき
- d 関係機関等の判断で、留学希望国への査証(ビザ)が不許可になったり、入国を拒否されたり、強制送還されたりしたとき
- e 参加者又は保護者(保証人及び関係者を含む)が、他の参加者に迷惑を及ぼし、又は、業務の円滑な運営とプログラムの実施を妨げるおそれがあると判断したとき
- f 参加者のプログラム規定、語学研修機関及び大学規定(出席、学業などの成績不良や寮生活など)、法令

(特に21歳以上の飲酒や薬物の使用など)、公序良俗に反する行為(特に現地法令に違反した場合は、逮捕・起訴ということになり、罰金・禁固刑又は強制送還の対象になります。)

- g 天災地変、運輸機関等における争議行為、官公署の命令、その他 JSAF の管理できない事由により、プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれ大きいと判断したとき
- h 定められた期日までに、留学に必要な書類を送付されないうとき
- i 参加者が1カ月以上にわたり連絡不能又は、所在不明となったとき
- j その他、JSAF が不適切と認めたとき

上記 a、b、c、d、e、f、g、i 又は j の理由により、JSAF 又は、語学研修機関及び大学において必要と判断した場合は、留学中においても、参加者の責任と費用負担において、本プログラムから離れていたかのように指示する権利を留保します。この場合は、プログラム費の返金は、一切いたしませんので御了承ください。

(3) 参加者が、第5条(プログラム費のお支払い)所定の期日までに、プログラム費を支払わないときには、参加者において当該期日の翌日に契約を解除したものとします。この場合は、所定の申込金と所要実費を申し受けます。

21 免責事項

JSAF は、参加者の次にあげる JSAF の関与し得ない事由による精神的、物質的な損害について、責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、伝染病又はこれらに生じる研修日程、研修内容等の変更もしくは研修の中止
- (2) 輸送、宿泊機関等の事故もしくは、火災又はこれらに生ずる研修日程、研修内容等の変更もしくは研修の中止
- (3) 官公署の命令、出入国規制又は伝染病による隔離
- (4) 食中毒
- (5) 盗難
- (6) 輸送機関の遅延、不通又はこれによって生じる接続便の変更、研修日程、研修内容もしくは留学期間の短縮
- (7) 参加者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為によって生じた損害
- (8) 参加者の現地での上級生活、個人生活のなかでの事故や損害
- (9) 参加者が自己都合で手配した滞在先(キャンパス外アパート、ホームステイなど)での事故や損害
- (10) 個人的な旅行や移動中の事故や損害

22 その他

(1) 下記の理由で志望コースへの入学等が不許可になったり、参加できなかったりした場合、JSAF は責任を負いません。従ってこの場合でも所定の申込金及び所要実費又は残金を申し受けます。

- a 申込コースがすでに定員に達していた場合(この場合は、ほかのコースを手配します)
 - b 語学研修機関及び大学の理由(入学基準の変更等)で入学又は参加が不可能になった場合(この場合は、ほかの大学及び語学研修機関及び大学を手配します)
 - c 現地における学業成績や参加者の授業態度等により、大学及び語学研修機関及び大学がクラスレベルの再履修や在学不許可と判断した場合
 - d 本人の理由又はローン資格審査結果によりローンがおりず手続きの継続が不可能になった場合
 - e 参加者が事前に希望する語学研修プログラムと JSAF が推薦した大学及び語学研修プログラムが合致しない場合
 - f 語学研修機関及び大学の理由で、授業内容の変更、その他留学期間等に関する変更があった場合
 - g 明らかに大学及び語学研修機関及び大学のミス、もしくは天災地変、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、郵便事情、官公署の命令等のやむをえない事由によって、手続きが指定日までに完了しない場合、入学許可が、査証(ビザ)手続きに必要な日数までに到着しなかった場合、又は、JSAF の諸手続き書類が上記の理由で現地に到着しなかった場合
 - h 第17条2項が適用される場合
- (2) 参加者が病気、傷害その他の理由で、医師の診断、治療が必要と JSAF、大学及び語学研修機関及び大学が判断した場合、保護者(保証人)の同意があるものとして、必要な医療処置をとることができます。JSAF、大学及び語学研修機関及び大学は、この判断について責任を負いません。また、これに要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 参加者及び保護者(保証人)は、プログラム参加中に起こりうるいかなる法的、経済的、肉体的責任及び損害について、JSAF、語学研修機関及び大学、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーに対して、免責の保証を与えます。JSAF は、参加者が本約束事項を理解しないことによって生じるいかなる精神的、物質的損害に対してもその責を負いません。また、JSAF、語学研修機関及び大学、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーは、参加者の故意又は過失によって損害を被ったときは、その参加者から損害の賠償を申し受けます。
- (4) JSAF は自ら現地研修サービスを提供することを引き受けるものではありません。

●特別補償

JSAF は、JSAF、大学及び語学研修機関スタッフの故意又は過失の有無にかかわらず、参加者がプログラム参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命上に被った損害について以下の金額の範囲において、補償金を支払います。

・障害死亡補償金： 2,500 万円